

大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成24年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 平成24年 3 月 16 日 条例第16号</p>	<p>○大田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例 平成24年 3 月 16 日 条例第16号</p>
<p>第 1 条及び第 2 条 （略） （衛生及び風紀に必要な措置等の基準）</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 （略） （衛生及び風紀に必要な措置等の基準）</p>
<p>第 3 条 （略） （1）から（8）まで （略） （9） <u>貯湯槽</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p>	<p>第 3 条 （略） （1）から（8）まで （略） （9） <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p>
<p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去する</u>こと。</p>	<p>ア 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行う</u>こと。</p>
<p>イ （略） （10） （略） アからウまで （略）</p>	<p>イ （略） （10） （略） アからウまで （略）</p>
<p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>	<p>エ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し</u>、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>
<p>オ （略） <u>（11） 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</u></p>	<p>オ （略） <u>（新設）</u></p>
<p><u>（12） 前3号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</u></p>	<p><u>（11） 前2号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。</u></p>
<p><u>（13） （略）</u></p>	<p><u>（12） （略）</u></p>
<p><u>（14） 入浴者にかみそりを貸与するとき</u></p>	<p><u>（13） 手ぬぐい、くし、かみそり等を入浴</u></p>

新	旧
<p><u>は新しいもののみとし、タオル、くし等を貸与するときは新しいもの又は消毒したものとすること。</u></p>	<p><u>者に貸与しないこと。ただし、入浴者一人ごとに消毒した清潔なものを貸与するときは、この限りでない。</u></p>
<p>(15) <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>(14) <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>
<p>(16)から(35)まで (略)</p>	<p>(15)から(34)まで (略)</p>
<p>(36) (略)</p>	<p>(35) (略)</p>
<p>アからカまで (略)</p>	<p>アからカまで (略)</p>
<p><u>キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(37)から(42)まで (略)</p>	<p>(36)から(41)まで (略)</p>
<p>2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から<u>第16号</u>まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から<u>第17号</u>まで、<u>第19号、第21号、第22号、第25号、第26号、第28号、第30号、第32号</u>及び<u>第34号</u>から<u>第42号</u>までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 その他の公衆浴場の営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、第1号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から<u>第15号</u>まで、第2号に規定する公衆浴場にあつては前項第1号から<u>第16号</u>まで、<u>第18号、第20号、第21号、第24号、第25号、第27号、第29号、第31号</u>及び<u>第33号</u>から<u>第41号</u>までに規定する基準のほか、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>アからソまで (略)</p>	<p>アからソまで (略)</p>
<p>タ 午前零時から<u>午前6時</u>までの時間において営業を行わないこと。</p>	<p>タ 午前零時から<u>日出時</u>までの時間において営業を行わないこと。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>アからエまで (略)</p>	<p>アからエまで (略)</p>
<p>オ 屋外に浴槽を設けるときは、<u>前項第33号</u>の規定に準じた構造とすること。</p>	<p>オ 屋外に浴槽を設けるときは、<u>前項第32号</u>の規定に準じた構造とすること。</p>
<p>カ (略)</p>	<p>カ (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(基準の特例)</p>	<p>(基準の特例)</p>
<p>第4条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては<u>同条第1項第20号、第27号、第29号</u>及び<u>第31号</u>に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては<u>同条第1項第19号</u>に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模</p>	<p>第4条 前条の規定にかかわらず、普通公衆浴場の営業者にあつては<u>同条第1項第19号、第26号、第28号</u>及び<u>第30号</u>に規定する基準について、同条第2項第2号に規定するその他の公衆浴場の営業者にあつては<u>同条第1項第18号</u>に規定する基準について、土地の状況、建物の種類、施設の規模</p>

新	旧
<p>その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>付 則 (令和3年〇月〇日条例第〇〇号)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号タの改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により公衆浴場の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第3条第1項第36号キの規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の増築若しくは改築又は大規模な修繕をしている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であって、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>第5条 (略)</p>